



宮古市

自主防災組織活動マニュアル

宮 古 市

< 目 次 >

第1章 はじめに	1
1.1 マニュアルの目的と概要	1
1.2 対象とする災害	2
1.3 自主防災組織とは	2
第2章 自主防災組織の役割と編成	3
2.1 自主防災組織の役割.....	3
2.2 地域の防災士との連携.....	3
2.3 自主防災組織の編成.....	3
第3章 平常時の活動	5
3.1 組織のリーダー（会長、班長）を決める	5
3.2 活動計画・活動目標を定める.....	5
3.3 組織を運営し、地域の人材を把握する	7
3.4 地域の防災資機材を点検・整備する.....	8
3.5 地域の危険箇所や防災施設を把握する	9
3.6 要配慮者の見守り体制をつくる.....	11
3.7 勉強会等で正しい防災知識を普及・啓発する.....	12
3.8 防災訓練を実施し地域の防災力を高める	13
3.9 他地域・組織との共同・連携を行う	15
3.10 平常時の活動チェックリスト	16
第4章 発災時の活動(津波編)	17
4.1 発災直後の行動（一次避難）	18
4.2 避難行動・避難誘導（二次避難）	20
4.3 避難所の開設・避難者の収容.....	22
第5章 発災時の活動(一般編)	25
5.1 発災直後の行動（一次避難）	26
5.2 初期消火活動、消防との協力.....	28
5.3 救急・救助活動	30
5.4 避難行動・避難誘導（二次避難）	32
5.5 避難所の開設・避難者の収容.....	34
Topic: 防災士の役割と主な活動	36
資料編	37

第1章 はじめに

1.1 マニュアルの目的と概要

この『宮古市 自主防災組織活動マニュアル』は、宮古市内の自主防災組織を対象として、自主防災組織の日ごろからの防災活動と、災害が発生した場合の対応行動の標準的な動きを取りまとめたものです。

大規模な災害が発生すると、行政や防災関係機関による救助や消火などの活動が十分にできない場合も予想されます。このような時、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災活動が、災害を最小限にとどめるばかりか、スムーズな復旧活動にも大きな力を発揮します。本マニュアルは、自主防災組織の日頃からの防災活動を活性化するとともに、災害時の活動を安全・的確かつ迅速に行うことを目的として作成したものです。

このマニュアルは、自主防災組織の活動を中心に記述していますが、住民個人や市（災害対策本部）等の活動を合わせて示すことで、それぞれが自身の役割に基づき、適切に連携して活動できる体制を作ることも目的としています。

自主防災組織の標準的な活動を取りまとめるなかで、活動場所等、各組織によって異なる内容は記入欄を設け、各組織のマニュアルとしても活用していただけるように作成しています。必要に応じて、このマニュアルをもとに自身の自主防災組織の活動マニュアル作成にも活用していただければと考えています。

本マニュアルは5章で構成されており、各章の構成と概要は次の通りです。

【『宮古市 自主防災組織活動マニュアル』の構成】

第1章 はじめに

マニュアル作成の目的・構成と自主防災組織についての解説を記載しています。

第2章 自主防災組織の役割と編成

自主防災組織が平常時・災害時に担うべき役割と宮古市における自主防災組織の標準的な班編成を示しています。

第3章 平常時の活動

組織の編成、活動計画の立案、名簿の管理等の組織運営にかかわる活動と、地域の安全点検や防災知識の啓発など、自主防災組織が災害に備えて日ごろから行うべき活動について解説します。

第4章 発災時の活動(津波編)

津波災害が発生した場合に、自主防災組織が発災初期にどのような活動をするべきかについて解説します。

第5章 発災時の活動(一般編)

津波を除く災害での、自主防災組織の活動について解説しています。

1.2 対象とする災害

このマニュアルが対象とする災害は、地震、津波及び地震に起因する地盤沈下による高潮です。

1.3 自主防災組織とは

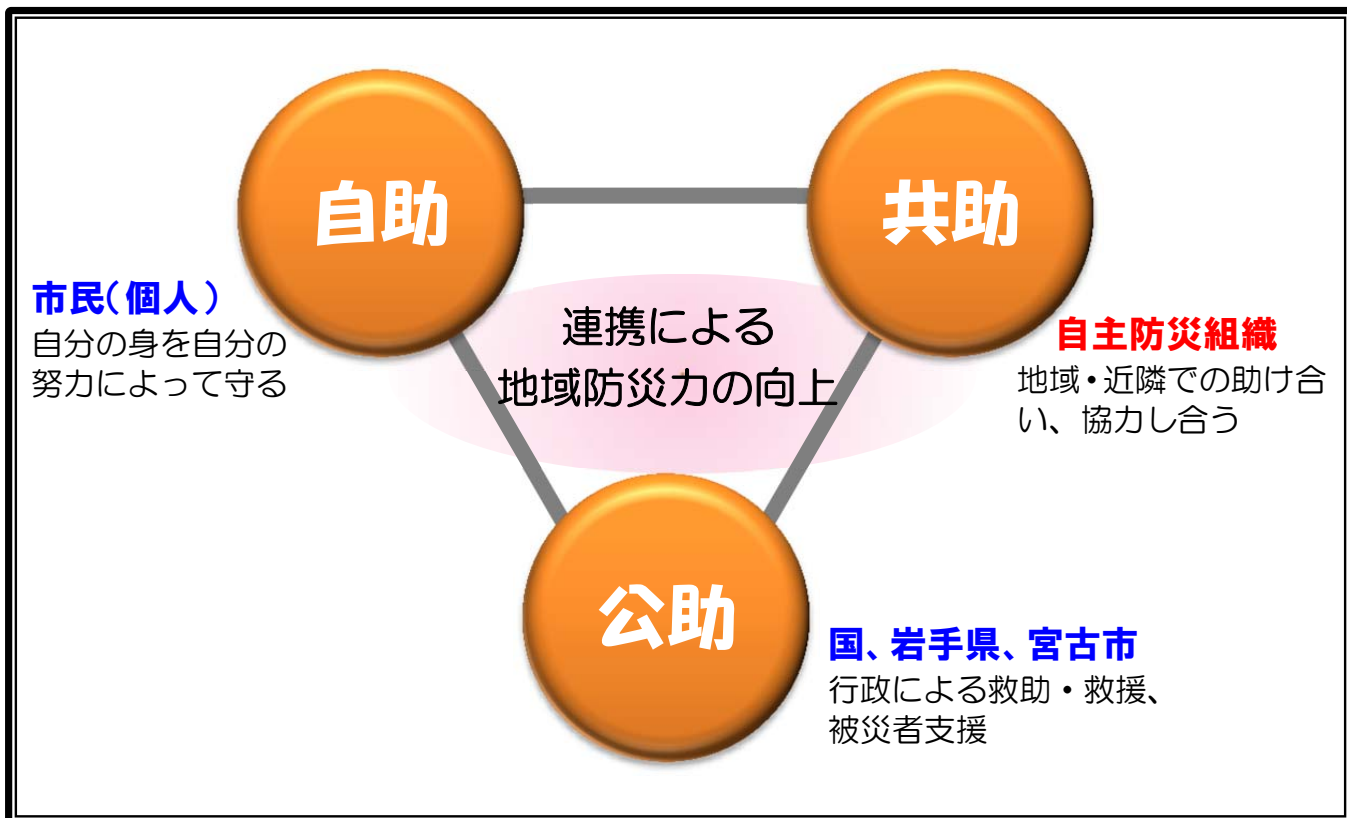
自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、地域の連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う住民組織のことです。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2（基本理念）第2項）と定義されており、市は、「自主防災組織の充実を図るように努めなければならない。」（第5条（市町村の責務）第2項）と定められています。

平成23年3月11日の東日本大震災津波のような大規模な災害が発生したときに、住民一人ひとりの命を守り、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があります。自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要となります。

この中で、自主防災組織は、地域が主体となって協力し合い、活動することで災害による影響を軽減させる『共助』における中心的な役割を担うこととなります。

【自助・共助・公助の連携】



第2章 自主防災組織の役割と編成

2.1 自主防災組織の役割

自主防災組織は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、平常時・災害時の両面で次のような非常に重要な役割を担っています。

【自主防災組織の主な役割】

平常時の役割：

防災資機材の備蓄・管理、地域内の安全点検、地域内の人材・要配慮者の把握、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施 など

災害時の役割：

避難の呼びかけ・誘導、初期消火活動、被災者の救出・救助、要配慮者の支援、避難所の開設・運営支援、地域の被害情報の収集 など

2.2 地域の防災士との連携

地域の防災力を高め、自主防災組織の役割を達成できる組織を作るためには、地域の一人ひとりが持つ防災に関する知識や意識を集約し、高めていくことが必要です。

その中で、防災に関する知識や技能を持ち、地域の中で防災活動を主導的に行う防災士との連携は、自主防災組織の活動において非常に重要になります。

自主防災活動の中での防災士の役割や活動内容は本マニュアル各所で記載しており、P.36にも topic として取りまとめているので、防災士と連携した防災活動の参考としてください。

2.3 自主防災組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長や副会長をおき、自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

自主防災組織の成り立ちは、単独の自治会の防災部として結成される場合、複数の自治会で合同して一つの防災組織が結成される場合、自治会とは別の組織として結成される場合など、さまざまですので、その成り立ちや、地域の状況に応じて、適切な組織の編成を行います。

次ページに、自主防災組織の標準的な班編成を示します。これは、役割別の班編成の例ですが、担当地域ごとに班を編成する場合も考えられます。また、自治会組織の防災部として自主

防災組織を結成している場合は、自治会の総務担当が役割を担い、自主防災組織としては、総務班は置かない場合も考えられます。

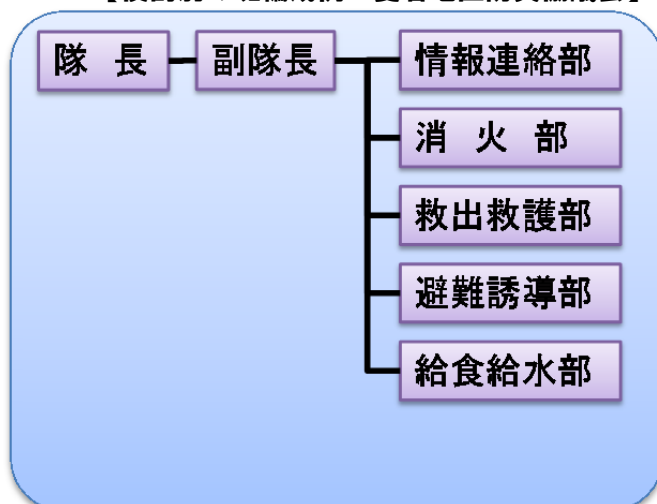
自主防災組織の班構成は、地域の状況や成り立ちに応じて自主防災組織自身で定めるものですので、以下の標準的な班編成や、他地域での班編成例、また、『避難所開設・運営マニュアル』に示す避難所開設担当の編成と役割分担等を参考に、構成員で相互に話し合って、より地域に合った組織編成を行ってください。

新たに自主防災組織を立ち上げる場合には、まずは地域に必要な最低限の班編成からはじめて、徐々に編成を充実させることも重要です。

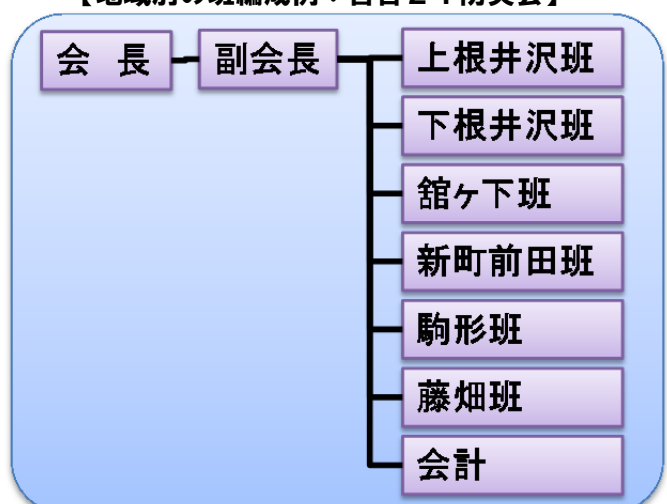
【自主防災組織の標準的班編成】

担当する班	平常時	災害時
総務班	補助金等の申請、会合等の立案、規約等の修正、会員名簿の管理等を行う。	会員の安否の確認。
情報収集連絡班	防災に関する事業を計画する。 (防災知識普及と意識の高揚を図る)	災害防止を会員に呼びかける。 災害情報を収集し、自主防災本部に伝達報告する。
消火班	各家庭への初期消火器具の設置を促進する。 初期消火訓練の実施と、組織としての消火体制を確立する。	火災の警戒。 班をあげての初期消火活動。
救出救護班	町内会の備品として防災資機材、備蓄品を調達し、管理する。 救出、救護訓練の実施、特に高齢者等災害時に自力で行動できない人の救出体制等を計画する。	負傷者の救出、救護。 防災資機材物資配分。 自力行動不可能者の救出。
避難誘導班	安全な避難経路及び避難場所の確認と会員へ周知する。 町内の危険箇所の点検。 避難訓練の実施。	避難誘導 避難経路の安全性の確認。 避難世帯及び人員の確認。
給食給水班	各家庭での非常食の備えを呼びかける。 給食、給水訓練の実施。	炊き出し。 給食、給水の配分。

【役割別の班編成例：愛宕地区防災協議会】



【地域別の班編成例：宮古21防災会】



第3章 平常時の活動

3.1 組織のリーダー（会長、班長）を決める

- 自主防災組織の組織編成に基づき、地域の話し合いで、会長や班長を決めましょう。班長や会長は、適切な頻度で交代することで、**無理なく活動が続けられ、一部の人に役割が集中しすぎないような組織**とすることが大切です。
- 地域の防災士や看護師など、**防災に役立つ技能や知識を持った地域の人を積極的に組織に加える**ことや、女性、若者、外国人等、様々な立場の人の意見を聞き、組織の運営に反映させることも大切です。
- 会長などリーダーが不在の時に災害が発生することも十分考えられます。特定の人がない場合でも、臨機応変に弾力的な運用や指揮ができるよう対策を考えておきましょう。

3.2 活動計画・活動目標を定める

① 年間の活動計画の決定

- 年度当初の総会等を機会として、**自主防災組織の活動計画**を作成しましょう。
- 地域の防災士等と協力して自主防災組織の現状と課題を確認し、できるだけ多くの**メンバーで取り組み、多くの住民が参加できる**ような防災訓練や研修会等の活動計画を策定することで、各班長・班員及び全会員の防災意識の高揚にもなります。
- 活動計画の例は次の通りです。

【自主防災組織の年間活動計画（例）】

- 4月** 会員名簿等の更新、総会、年間活動計画の検討・作成
- 5月** 防災まちあるきでの避難経路の確認・点検
- 6月** 自主防災訓練の企画準備
- 7月** 自主防災訓練の実施
- 8月** 市の主催する総合防災訓練への協力と参加呼びかけ
- 9月** 家具の固定や備蓄に関する会員アンケート
- 10月** 防災資機材の点検
- 11月** 地域の初期消火訓練（消防団・小学校と合同）
- 12月** 防災講習会・講演会の企画準備
- 1月** 防災講習会・講演会の実施
- 2月** 各班単位の検討・反省会、次年度活動の意見出し
- 3月** 市の主催する津波避難訓練への協力と参加呼びかけ

② 活動目標の決定

- 年間の活動計画と合わせて、中・長期的な自主防災組織の活動目標を定めておくと、自主防災組織の活動方針の決定や、地域の防災意識の高揚にも役立ちます。
- 地域の住民が親しみやすいスローガンで目標を立てるのもいいでしょう。
- 防災に関する課題は短時間で解決できるものばかりではなく、継続的に実施することで初めて効果のあるものも多いものです。活動を一過性のものに終わらせないためにも、**無理なく続けられる目標**を立てることも大切です。
- 活動目標の例は次の通りです。

【自主防災組織の活動目標（例）】

<活動目標>

- ★各家庭内の防災対策の徹底
- ★地域の要配慮者の見守り体制の構築
(地域福祉マップの整備、支援者の決定等)
- ★地域独自の防災訓練の実施

<スローガン>

**何があってもまず避難、津波被災者を一人も出さない〇〇
地区を、みんなで作ろう！**

③ 自主防災組織育成強化支援事業補助金の活用

- 自主防災組織の活動には予算が必要なものも多くあります。必要に応じて町内会費等と合わせた会費の提供を会員にお願いするとともに、市の**「宮古市自主防災組織育成強化支援事業補助金」を大いに活用**してください。

【宮古市自主防災組織育成強化支援事業補助金制度】

宮古市では自主防災組織の活動を支援するため、「宮古市自主防災組織育成強化支援事業補助金」を創設しています。

補助金の交付を受ける場合は、交付申請書や事業計画書、収支予算書などの提出が必要になります。

※新規に自主防災組織を設立する団体や検討中の団体は、事前に相談してください。

★対象団体

- 新規に設立する自主防災組織
- 既存の自主防災組織

★補助対象経費

- 自主防災組織自らが訓練を行う場合の発電機や小型電動力ポンプの燃料費
- 避難場所を自主的に維持、管理する場合に必要な経費など

補助金額

- ★ 補助対象経費の全額（年額最大 10 万円）

3.3 組織を運営し、地域の人材を把握する

① 組織規約の見直し

○自主防災組織の実情や今後の活動目標と、現状の規約が整合しない場合は、必要に応じて規約の更新、見直しを行きましょう。

② 組織会員名簿の作成・更新及び管理

○自主防災組織の各世帯の住所・氏名・年齢や構成員の続柄等について記入した、**組織会員名簿を作成**しましょう。

『資料1 自主防災組織名簿（世帯台帳）の例』

○既に作成されている場合でも、定期的に更新や見直しを実施してください。

○名簿には、防災に関する知識や技能、平日昼間の居場所や血液型についての情報もあると便利です。この名簿は避難地や避難所での世帯人員の確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用します。

○ただし、プライバシーに係る項目もありますので、名簿の記載については、当事者の了解を得る、もしくは書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。また、使用範囲や管理方法を自主防災組織で定めておきましょう。

○自主防災組織の名簿は、町内会の名簿と兼ねて作成されている場合もあります。その場合でも、防災の視点を入れた名簿作成に取り組むことが望まれます。

○自主防災組織名簿においては、災害発生の時間帯（平日（昼間）、休日、夜間など）に応じて、緊急時の自主防災組織の活動に協力できる人材を把握しておきましょう。

③ 地域内の防災に役立つ知識・技能を持った人の把握

○名簿の作成・更新と合わせて、**地域内の防災士、看護師、（元）消防団員、（元）自衛官等、防災に役立つ知識・技能を持った人を把握**しておきましょう。防災に役立つ、地域内の意外なエキスパート探しを試みるのもよいでしょう。

<例えば・・・>

- ★重機やチェーンソーなど、救出救助に役立つ機械を操作できる人
- ★災害時の外部連絡に役立つアマチュア無線の愛好家
- ★人ひとりなら担いでどこまでも運べる地域一番の力持ち
- ★ライフライン寸断にも対応できるキャンプやアウトドアの達人

3.4 地域の防災資機材を点検・整備する

- 防災資機材について、**資機材台帳を作成・管理・更新**し、自分の地域に何があるのかを把握・確認しておきましょう。
- 不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。
- 整備には、前記の「宮古市自主防災組織育成強化支援事業補助金」を活用してください。
- いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日ごろからの点検活動のなかで、電源（バッテリー）や燃料等の保管状況の確認と取り扱い方法の習熟に努めるようにしてください。また、資機材の倉庫のカギの保管場所、管理方法を周知しておくことも大切です。
- 市と連携して避難所の備蓄物資を確認しましょう。

【地域の防災資機材】

自主防災組織に市が貸与している防災倉庫には、主に消火用具や避難・救助、避難誘導のための防災資機材用具が配備されています。

大規模な災害が発生すると、防災関係機関による活動が十分にできない場合もあります。このような時、地域ぐるみでの防災活動が大きな力を発揮します。



★防災資機材の内容

- 可搬式小型動力ポンプ ●消火器 ●ハンドマイク ●発電機 ●投光機
- エンジンカッター ●スコップ ●ロープ ●簡易組み立てトイレ
- 簡易ベッド ●毛布 ●担架 ●救急医療セット ●ヘルメット 等

【避難所の備蓄物資】

市で指定している避難所（小・中学校及び公共施設等）には防災備蓄倉庫があり、保存米・水など避難生活に必要な備蓄品を配備しています。



★避難所の備蓄物資の内容

- 食料（保存米） ●飲料水 ●毛布 ●その他生活必需品（・発電機 ・石油ストーブ ・簡易トイレ ・カセットコンロ ・ガソリン缶詰 ・灯油缶詰 ・充電式ラジオ ・電池 ・ロウソク ・懐中電灯 ・テーブル ・ポリ缶 ・メガホン ・カロリーメイト ・トランシーバー ・おむつ（大人・子供用） ・生理用品 ・ゴミ袋 ・おわん ・トイレットペーパー等）

3.5 地域の危険箇所や防災施設を把握する

① 地域の防災点検

- 自分たちの暮らしている地域に、どのような特徴があり、防災上どのような危険があるのか知っておくことは、非常に大切なことです。
- がけ地やブロック塀の転倒等の危険な場所、集会所、店舗、病院など災害発生時に役立つ施設、高台等の避難場所、避難所がどこにあるかなど、**防災の視点で地域を点検**しましょう。
- 点検の方法として、地域住民と、地図を片手に実際の地域を確認・点検しながら歩いてみる「**防災まちあるき**」等を、**地域の防災士等と協力して行う**ことも効果的です。

【地域の防災点検のポイント】

地理的な条件

- ◇地形、地質、河川・溪流
- ◇浸水想定範囲（ハザードマップと現地の見比べ・確認）
- ◇がけ、斜面等土砂災害危険箇所

地域の危険箇所

- ◇爆発物・可燃物等の集積場所
- ◇倒壊の恐れのあるブロック塀、古い空家、自動販売機等

地域の防災施設、災害時に活用する施設

- ◇行政施設、病院、食料・医療品・生活必需品の取扱店舗
- ◇避難場所、避難所、救護所、防災倉庫
- ◇公衆電話の設置場所、防災行政無線設置場所
- ◇避難経路の道幅、安全性、通やすさ

② 地域の防災マップづくり

- 防災点検などで得られた情報は、「防災マップ」として整理しておきましょう。
- 防災マップは、災害時の避難などに役立つほか、地域で作成し情報を共有することによって、地域の防災意識の向上にもつながります。

【地域の防災マップに記載する情報の例】

災害発生の危険がある場所

- ◇ 津波浸水想定区域
- ◇ がけ、斜面等土砂災害危険箇所
- ◇ 危険な溪流、河川、用水路
- ◇ 過去に災害があった場所

市 HP に地図を掲載しています

地域の危険箇所

- ◇ 爆発物・可燃物等の集積場所
- ◇ 倒壊の恐れのあるブロック塀、古い空家、自動販売機等

避難関連施設

- ◇ 避難所
- ◇ 避難場所（高台）
- ◇ 既存建物を活用した津波避難ビル
- ◇ 避難経路
- ◇ 避難誘導看板設置場所

防災施設

- ◇ 役所、消防署、消防団詰所、警察署、交番等行政施設
- ◇ 社会福祉施設、病院、薬局
- ◇ 防災資機材、備蓄倉庫
- ◇ 井戸、消火器、消火栓、公衆電話、AED 設置場所

【宮古市角力浜地区での事例紹介】

鍬ヶ崎地区の角力浜町内会では、高台に通じる避難経路を整備、目につきやすい9カ所に誘導標識を設置したほか、安全な場所へのルートを示した独自のハザードマップをつくり全戸に配布していました。

その結果、東日本大震災では地域の大半の住宅が全半壊したにもかかわらず、住民のほとんどは高台に逃げ無事でした。

このような活動は、住民の防災対策の成功例の一つとして、報道機関でも取り上げられています。



3.6 要配慮者の見守り体制をつくる

① 日頃からの声かけ

- 要配慮者とは、高齢や障がいなどの理由により災害時に自力で避難することが困難な方を指します。
- このような要配慮者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの要援護者との関係づくりや地域での声かけ・見守りなどが重要になります。
- 日頃からの声かけ・見守りを通じて、地域全体で、どこに、どのような援助を必要とする要配慮者が住んでいるかを、把握しておくようにしましょう。

② 地域内の要配慮者名簿の作成

- 自主防災組織においては、会員名簿、普段からの地域とのつながり、市より『災害時支援ネットワークづくり推進計画』に基づき提供される情報等により、**地域にお住いの要配慮者の名簿を作成**するとともに、適切に管理・更新していきましょう。
- 市では、要配慮者に対する住民相互の助け合いを円滑に行うため、『災害時支援ネットワークづくり推進計画』に基づく要配慮者の登録申請を受け付けていますので、必要に応じて地域の方に登録申請を促してください。

③ 支援方法・支援者の確認

- 要配慮者の名簿を活用して、**災害時に「誰が（支援者）、誰を（要配慮者）、どのように支援するか（支援内容）」について整理**しておきましょう。
- 日本語に不慣れな外国人に対しては、情報伝達用の多言語ボード*を活用する等、情報伝達方法を確立しておきましょう。
※：市（危機管理課）で整備予定ですので、詳細は危機管理課までお問い合わせください。
- 支援者及び支援方法の確認・整理は、自主防災組織だけではなく、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して行うことが求められます。
- また、円滑な情報伝達・避難支援等のため、次のような情報を掲載した地域福祉マップづくりを行うことも、いざという時の要配慮者の安全確保に役立ちます。

【地域福祉マップに記載する情報の例】

- ◇要配慮者の自宅、普段の居場所
- ◇支援者の自宅、普段の場所（色、番号、マークの形などで、要配慮者と対応する支援者の組み合わせがわかるとよいです）
- ◇避難誘導先、誘導経路
- ◇社会福祉施設、病院、民生委員等地域の施設や人材
- ◇地域の危険箇所等災害時に近づいてはいけない場所

【高浜自治会自主防災部の事例】

高浜自治会自主防災部では、住宅地図に要配慮者と支援者の住居場所の位置を記載した地図を作成し、災害時の避難や避難訓練などで活用しています。

支援者の担当する要配慮者も地域で決めており（支援者1名あたり要配慮者概ね5名）要配慮者と支援者の対応も地図上で分かるようになっています。

3.7 勉強会等で正しい防災知識を普及・啓発する

- 地域住民が災害に対する正しい知識を持ち、災害に事前の備えをして、いざという時に迅速で的確な行動ができるような、**防災知識の普及啓発は、自主防災組織の重要な役割**なので、地域の防災士と連携して行ってください。
- 自主防災組織は、地域の防災士と協力して、**勉強会・講演会等による防災知識の普及・啓発**に努めましょう。
- 防災に関する勉強会・講習会等の開催に関しては、必要に応じて市（危機管理課）にご相談ください。

【主な活動方法】

- ◇防災組織の会合の機会における話し合い。
- ◇本マニュアルや市の発行するハザードマップ等の活用
- ◇市や防災関係機関の開催する講演会や勉強会への参加、参加呼びかけ
- ◇東日本大震災での地域の経験、教訓のとりまとめ
- ◇防災に関するチラシやパンフレット、広報紙の作成
- ◇地域の防災士を中心とした協議会・検討会（図上訓練等）
- ◇外部の防災の専門家等による・講演会・講習会

【主な防災啓発の内容】

- ◇災害に関する基礎知識、地域の災害に対する危険性
- ◇家庭内防災対策の促進（家屋の耐震化、出火防止、食料・非常用持ち出し品の備蓄、家具の転倒防止対策、家庭内の災害時のルール決め、災害伝言ダイヤル(171)等による連絡方法など）
- ◇自主防災組織の活動の紹介、活動への積極的な参加の呼びかけ
- ◇東日本大震災やさらに過去の災害の経験の語り継ぎ等による、地域のこども、若者を対象とした次世代の防災リーダーの育成

3.8 防災訓練を実施し地域の防災力を高める

① 市の主催する防災訓練に参加し、住民へ参加を呼びかけます

- 自主防災組織は、市が主催する以下のような住民参加型防災訓練に参加しましょう。
- 地域住民の防災訓練への積極的な参加を呼び掛けてください。

【市の主催する住民参加型の防災訓練】

★総合防災訓練★

大規模な地震や風水被害等を想定して、防災関係機関、自主防災組織、企業、地域住民等の参加の下に、総合的な防災訓練を毎年8月後半に実施しています。

★津波避難訓練★

東日本大震災を風化させることなく、住民や防災関係機関に対して津波被害への警戒を喚起するとともに、避難者数の早期把握と全市職員の初動体制を確認することを目的に毎年3月11日に実施しています。

② 自主的な防災訓練を企画・実施します

- 地域で行う防災訓練は、自主防災組織における活動の中心のひとつです。
- ここでは、主な防災訓練のメニューを紹介します。いくつかの訓練を組み合わせる等、地域の特性に応じた防災訓練を実施しましょう。
- 防災訓練の参加者を増やし、地域の防災意識を向上させるためにも、防災訓練の中にイベント的な要素を取り入れる、逆に地域のイベントに防災訓練の要素を取り入れる等、参加しやすく、参加者が楽しめるような工夫をすることも大切です。
- 防災訓練は、自主防災組織単独ではなく、他の自主防災組織や、学校、事業所、社会福祉施設、病院等と合同で行うと、いざという時に協力・連携が行いやすくなります。

【主な防災訓練のメニュー】

★救出・応急救護訓練★

倒壊家屋からの救出、ケガ人の手当・搬送、心肺蘇生法、AED使用方法の確認等、救出・応急救護方法を習得する訓練。消防機関との連携による実施が効果的。

<救出・応急救護訓練のポイント>

- 地域の防災士や、消防団、消防署等、専門家の指導のもとで、正しい方法を習得するようにしましょう。
- 地域の防災資機材や、家庭の備蓄物資を活用してみる機会としましょう。
- 毛布やTシャツで応急担架を作るなど、身近な災害時でも使えるものを活用してみましょう。

【主な防災訓練のメニュー】

★初期消火訓練★

消火器、バケツリレーなどによる初期消火の方法や、火災から身を守る方法を習得するための訓練。消防機関との連携による実施が効果的。

<初期消火訓練の内容例>

- 火災発見時の対応の確認：大声で周囲に知らせる、あれば火災報知機を使う、119番通報の模擬練習をする等、発見時に行うべきことを確認します。
- 消火器の使用手順の習得：消火器を実際に使ってみて、使い方を習得します。
(①安全ピンを抜く⇒②ホースを外して火元に向ける⇒③レバーを強く握って消火剤を噴射する)
- バケツリレーゲーム：地区別等、チームを作ってバケツリレーの速さを競います。防災イベントなどに組み込んで楽しみながら行いましょう。

★避難・誘導訓練★

地域の避難方法・避難経路を確認し、落ち着いて速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練。社会福祉施設等と協同して要配慮者の避難支援訓練と合わせた実施も効果的。

<避難・誘導訓練の手順例>

- ①発災時刻（集合時刻）、集合場所等を決めます。
↓
- ②発災時刻になったら、訓練参加者は非常用持ち出し品をもって集合場所（避難場所）に集合します。訓練運営者は避難を呼びかけます。
↓
- ③本マニュアル4.2節に基づき、避難所への避難誘導を行います。その際は、避難経路に危険性はないか等を確認しながら避難します。
↓
- ④避難所についたら、避難者を確認・集計します。
↓
- ⑤その後すぐに解散でもよいですが、引き続き避難所運営訓練等が実施できるとなおよいでしょう。

★避難所運営訓練★

「避難所開設・運営マニュアル」を活用し、避難所開設・運営手順を確認する訓練。多くの避難者が発生した場合に避難所運営を円滑に進めるためには、施設管理者や同じ避難所に避難する他の自主防災組織との共同訓練が望ましい。

<避難所運営訓練の内容例>

- 避難所レイアウトづくり：事前に作成した避難所運営シートに基づき、避難所運営本部、情報掲示板、避難者収容スペース等を実際に配置してみます。
- 避難者の受付登録：参加者に避難者カードを配布し、避難者名簿を作成します。

【主な防災訓練のメニュー】

○備蓄物資の確認・活用：備蓄倉庫の備品リストを確認します。また、発電機の始動や仮設トイレの組み立て等を行い、物資の活用方法を習得します。
※詳細は、「避難所開設・運営マニュアル」を参照してください。

★給食・給水訓練★

災害時において、住民に円滑に食料や飲料水を配給するための訓練。地域イベント等と連携しやすい訓練。

<給食・給水訓練の内容例>

- 備蓄食料試食会：避難所運営訓練等と合わせて、消費期限の近い備蓄食料・飲料水を配布し、実際に使用してみます。
- 炊き出し訓練：大鍋や釜などを使って豚汁などを作り、参加者に提供します。
なお、火器の取り扱いには十分注意しましょう。

★情報収集・伝達訓練★

地域の被害状況や避難状況等の情報を収集し、市や防災関係機関へ伝達するとともに、市等から発信される情報を地域住民に伝達する訓練。

<情報収集訓練の手順例>

- ①地域の被害想定図を作成し、個々の被害情報に切り分けます。
↓
- ②被害情報をそれぞれ訓練参加者に伝達します。
↓
- ③次々に被害状況を伝達して、自主防災本部に集約します。
↓
- ④自主防災本部で、地域の被害状況をとりまとめます。
↓
- ⑤最初の被害想定図と比較して、情報の正確さや速度を評価します。

3.9 他地域・組織との共同・連携を行う

- 前記までの様々な自主防災活動は、各自主防災組織単独で行うものばかりではなく、他の自主防災組織、消防団、学校、事業所、社会福祉施設、NPO等を協力・連携することでより効果が発揮できるものがあります。**防災に関する様々な組織との連携に努めましょう。**
- また、宮古市（危機管理課）は市の行政における自主防災組織の主担当部署として、自主防災組織の各種活動をバックアップしています。自主防災組織の活動における疑問や問題がありましたら、市危機管理課にご相談ください。

『資料2 自主防災組織一覧』

3.10 平常時の活動チェックリスト

3章前節までの活動を次のチェックリストにまとめます。このチェックリストを活用して自主防災組織の活動状況を定期的に確認しましょう。

【自主防災組織の平常時の活動チェックリスト】

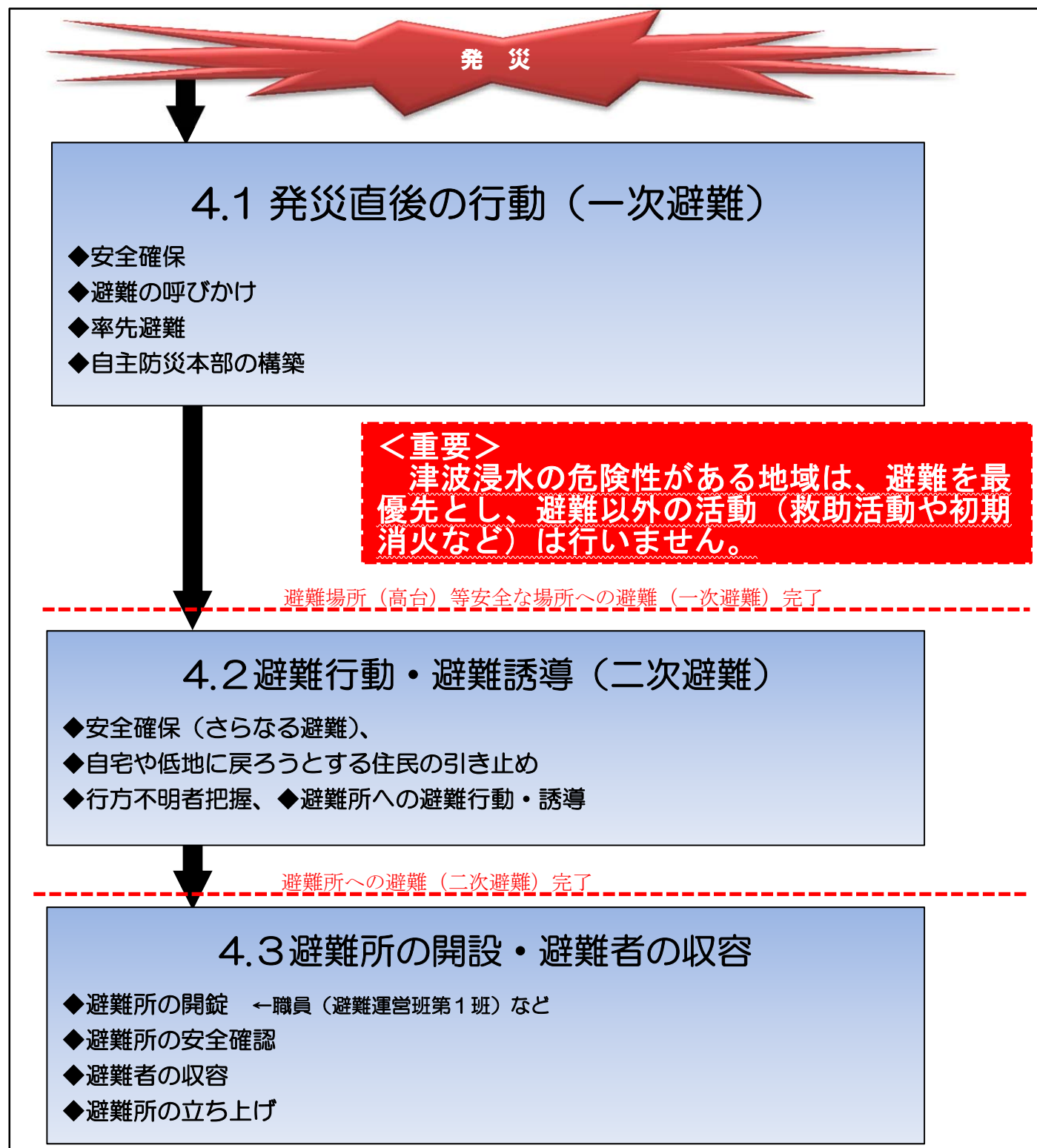
分類	項目	チェック	備考
3.1 組織のリーダー（会長、班長）を決める	会長・班長等、組織のリーダーを決めている。		
	会長・班長等に女性を参画させる等、様々な立場の人の意見が組織に反映されるよう配慮している。		
3.2 活動計画・活動目標を定める	年度ごとの自主防災組織の活動計画を定めている。		
	中長期的な自主防災組織の活動目標を定めている。 「宮古市自主防災組織育成強化支援事業補助金」を活用している、あるいは活用計画がある。		
3.3 組織を運営し、地域の人材を把握する	自主防災組織の規約を作成しており、必要に応じて適切に見直している。		
	自主防災組織の名簿を作成し、適切に管理・更新している（町内会名簿等を活用し、更新している場合も可）。 地域内の防災士や、看護師等、防災に関する技能・資格を持った人を把握している。		
3.4 地域の防災資機材を点検・整備する	地域内の防災資機材について、どこに、何があるか把握している。		
	防災資機材の台帳を作成し、管理・更新している。		
3.5 地域の危険箇所や防災施設を把握する	定期的に、地域の見回り、安全点検、避難経路の安全性確認を行っている。		
	地域の防災マップを作成し、配布あるいは回覧している。		
3.6 要配慮者の見守り体制をつくる	高齢者、障がい者など地域の要配慮者に対しての日常的な声かけ、見守りを行っている。		
	要配慮者の名簿を作成・管理・更新している。		
	要配慮者の居住場所を把握している（居住場所を地図上に記載した地域福祉マップを作成している等）。 要配慮者ごとに、支援者を定めている。		
3.7 勉強会等で正しい防災知識を普及・啓発する	講演会、勉強会などによる防災知識・意識の啓発活動を実施している。		
3.8 防災訓練を実施し地域の防災力を高める	市の行う防災訓練への参加を住民に呼びかけている。		
	自主防災組織の地域特性等に応じた独自の防災訓練を開催している（学校、事業所等との合同訓練含む）。		
3.9 他地域・組織と共同・連携を行う	他の自主防災組織、地域の学校、消防、事業所等と協同した活動（会合や合同訓練等）を行っている。		

第4章 発災時の活動(津波編)

この章では、津波災害が発生した場合に、自主防災組織が発災初期にどのような活動をするべきかについて解説します。

発災後の自主防災組織の初期活動の全体フローは次の通りです。フロー中の番号は、以降の節番号と対応していますので、この流れを参考に、安全に配慮しつつ、各活動項目を実施してください。

【発災後の自主防災組織の初期活動の全体フロー】

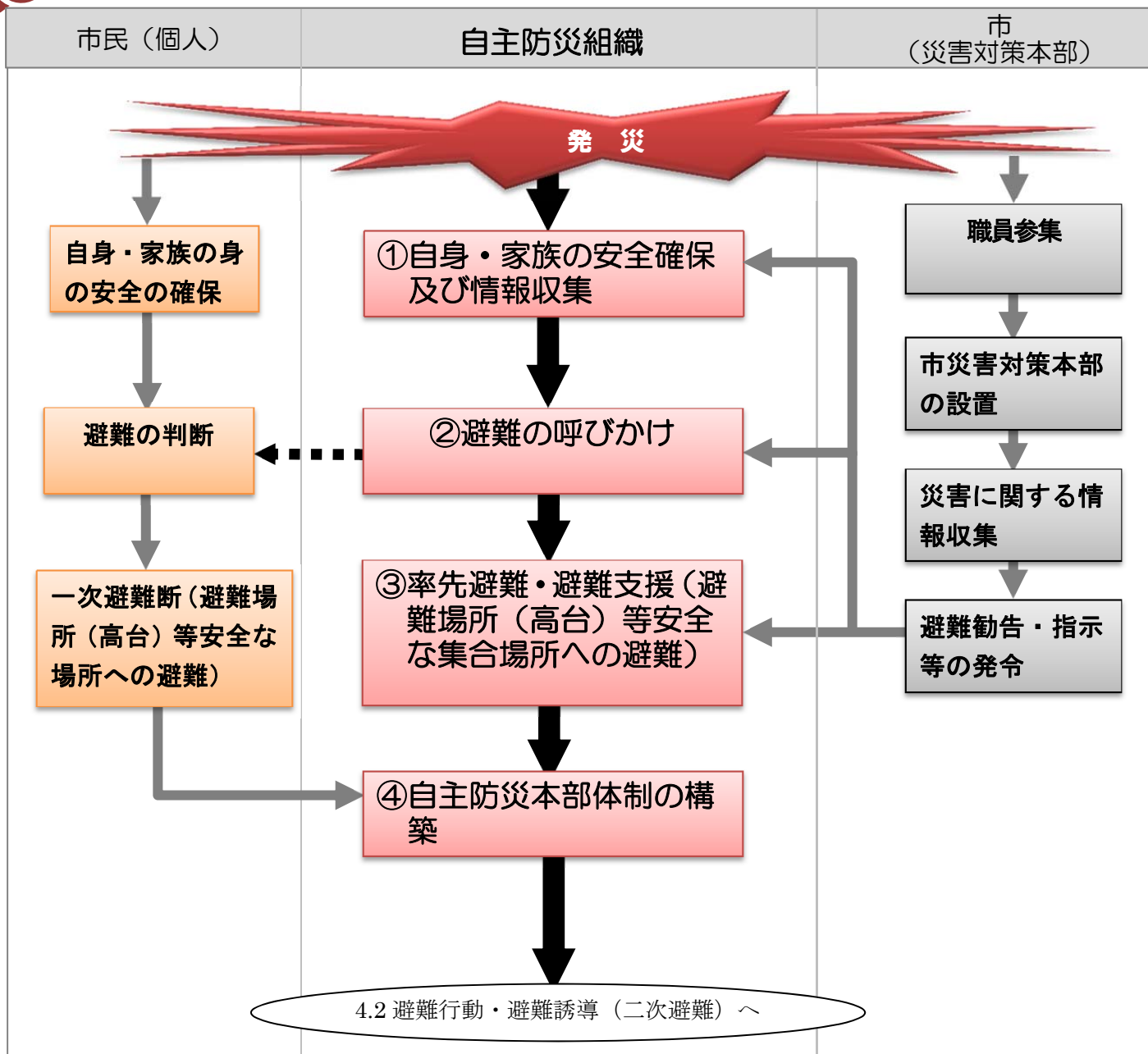


4.1 発災直後の行動（一次避難）

活動チェックリスト

- 自身・家族の身の安全の確保
- 地域住民への避難の呼びかけの実施
- 率先した避難の実施、高台等安全な集合場所への集合
- 自主防災本部の設置

活動の流れと役割分担



② 活動内容の解説

① 自身・家族の安全確保及び情報収集

まずは、**自分自身と、家族の身の安全を最優先**してください。次に、以下の方法により、宮古市における**災害情報を収集**し、避難の必要性を判断します。

- 防災行政無線（資料：宮古市防災行政無線のサイレンパターン）
- コミュニティFM（愛称：みやこハーバーラジオ 82.6MHz）
- 緊急速報メール
- その他、テレビ、ラジオの放送など



② 避難の呼びかけ

市から**避難勧告・指示等が発表**されたとき、気象庁から**津波警報、大津波警報が発令**されたときは住民に避難（避難準備）を呼びかけます。住民の生命に危険が及ぶおそれがあるときは、避難指示の有無にかかわらず、**自主防災組織の判断で積極的に避難を呼びかけ**てください。

③ 率先避難・避難支援（避難場所（高台）等安全な集合場所への避難）

自主防災組織のみなさんは、**自らが率先避難者となり**、組織で予め定めた安全な集合場所に避難することで、周囲の人にも避難行動を促してください。

避難場所（高台等）への避難は、**住民各自で行うことが基本**となります。要配慮者へは、必要に応じて担架や車いす、リヤカーなどを活用して避難を支援しましょう。

（地域の避難場所（高台）：_____）



④ 自主防災本部体制の構築

安全な集合場所に避難ができれば、組織の規約に基づき、速やかに**自主防災本部体制**を取って役割分担を行います。

（自主防災本部の設置予定場所：_____）

【自主防災本部の組織構成（例）】

- | | |
|---------|----------------------------|
| 会長・副会長 | 地区の応急活動の指揮をとる |
| 情報収集連絡班 | 災害情報の収集し、自主防災本部・関係機関への伝達報告 |
| 消火班 | 初期消火活動 |
| 救出救助班 | 負傷者・自力行動不可能者の救出・救護、資機材配分 |
| 避難誘導班 | 避難誘導、避難経路の安全性確認、避難世帯・人員の確認 |
| 給食給水班 | 炊き出し、給食・給水の配分 |

③ 平常時の準備

- ◆災害情報の収集手段を日頃から確認、準備しておきましょう。
- ◆避難を呼びかける方法、分担範囲、対象者(要配慮者)を決めておきましょう。
- ◆自主防災本部の設置場所を決めておきましょう。

4.2 避難行動・避難誘導（二次避難）

活動チェックリスト

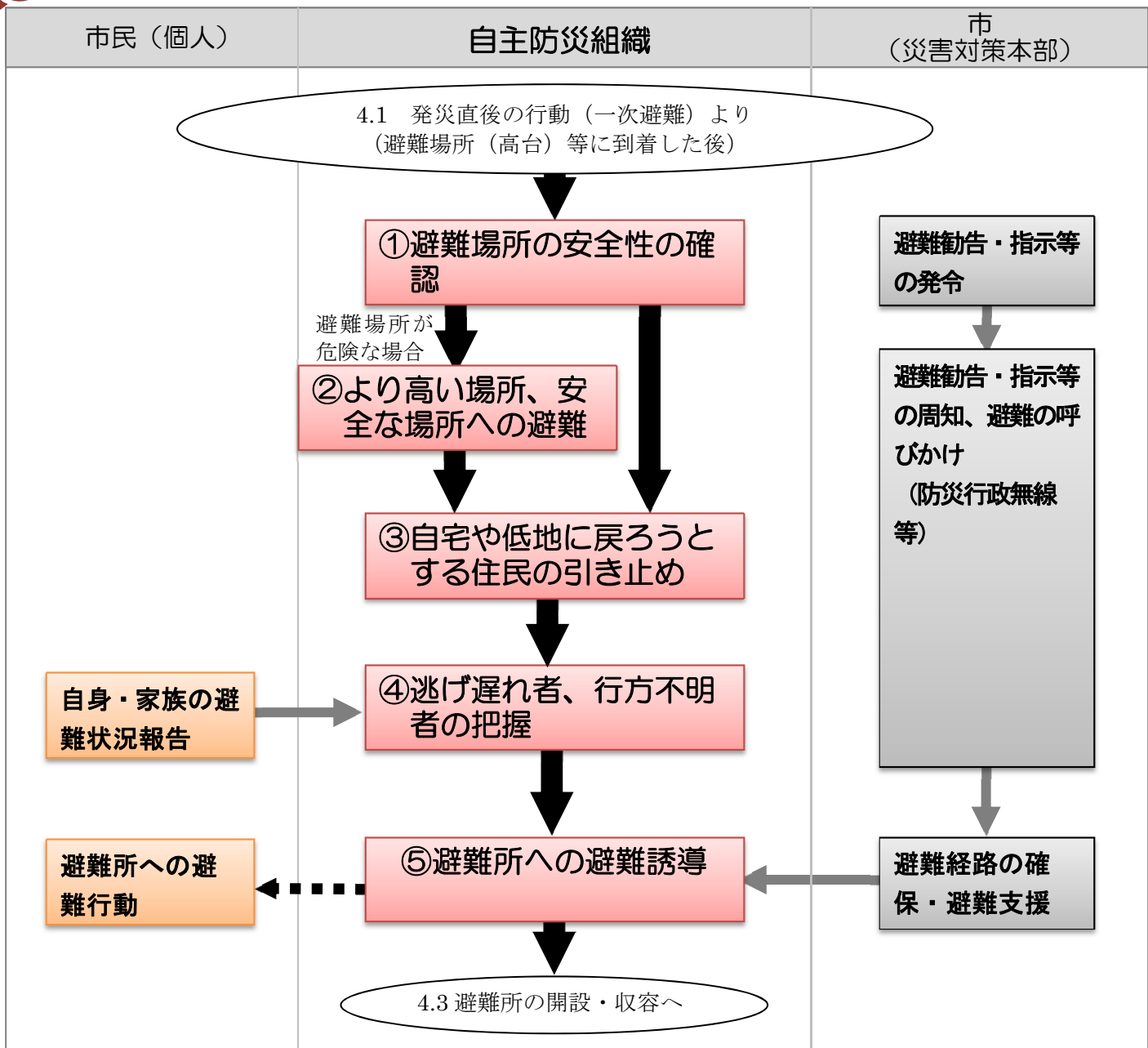
避難場所（高台）等の安全性確認と必要に応じたさらなる避難

避難場所から低地に戻ろうとする住民の引き止め

避難場所での避難者の把握

避難場所から避難所への避難行動、避難誘導

活動の流れと役割分担





活動内容の解説

① 避難場所の安全性の確認

避難場所（高台）が、次の避難所への避難行動を起こすまで、さしあたり危険がないか（火災延焼、周囲の建物の倒壊、津波の襲来等）を確認します。

② より高い場所、安全な場所への避難

今いる避難場所が少しでも危険だと感じた場合は、より高い場所、より安全な場所への避難誘導を行ってください。

③ 自宅や低地に戻ろうとする住民の引き止め

避難場所から自分の家や低地に戻ろうとする人がいる場合は引き止めてください。

④ 逃げ遅れ者、行方不明者の把握

避難者からの報告に基づき、逃げ遅れた人、行方が分からない人がいないか確認・把握してください。安全な範囲で可能であれば、逃げ遅れ者の避難支援を行います。その場合でも、低地には戻りません。

⑤ 避難所への避難誘導

（避難誘導先の避難所：_____）

- ア. 地域の防災士などと協力して避難場所から避難所までの避難経路が安全か予め確認します。
- イ. 避難場所（高台）等に集合した住民を最寄りの避難所へ誘導します。
- ウ. 要配慮者の避難を優先しつつ、できるだけ集団となって避難させましょう。
- エ. 避難経路は、「津波避難計画」に基づき事前に選定した経路を基本として、その時の状況により津波、火災、建物倒壊等の影響を受けにくい経路を用いましょう。
- オ. 余震に注意し、壁、被害を受けた家屋にはなるべく近づかないでください。
- カ. 避難の手段は原則として徒歩によるものとします。また、自転車、バイク（原動機付自転車、自動二輪車等）による避難も奨励されています。
- キ. 車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがない場合や、特別の事由がある場合に限ります。



平常時の準備

- ◆地域の「津波避難計画」を事前に把握しておきましょう。
- ◆避難訓練などを通じて、自主防災組織が中心となった避難誘導方法を確認しておきましょう。
- ◆防災まち歩きなどを通じて、避難経路に危険がないか事前に確認しましょう。

4.3 避難所の開設・避難者の収容

活動チェックリスト

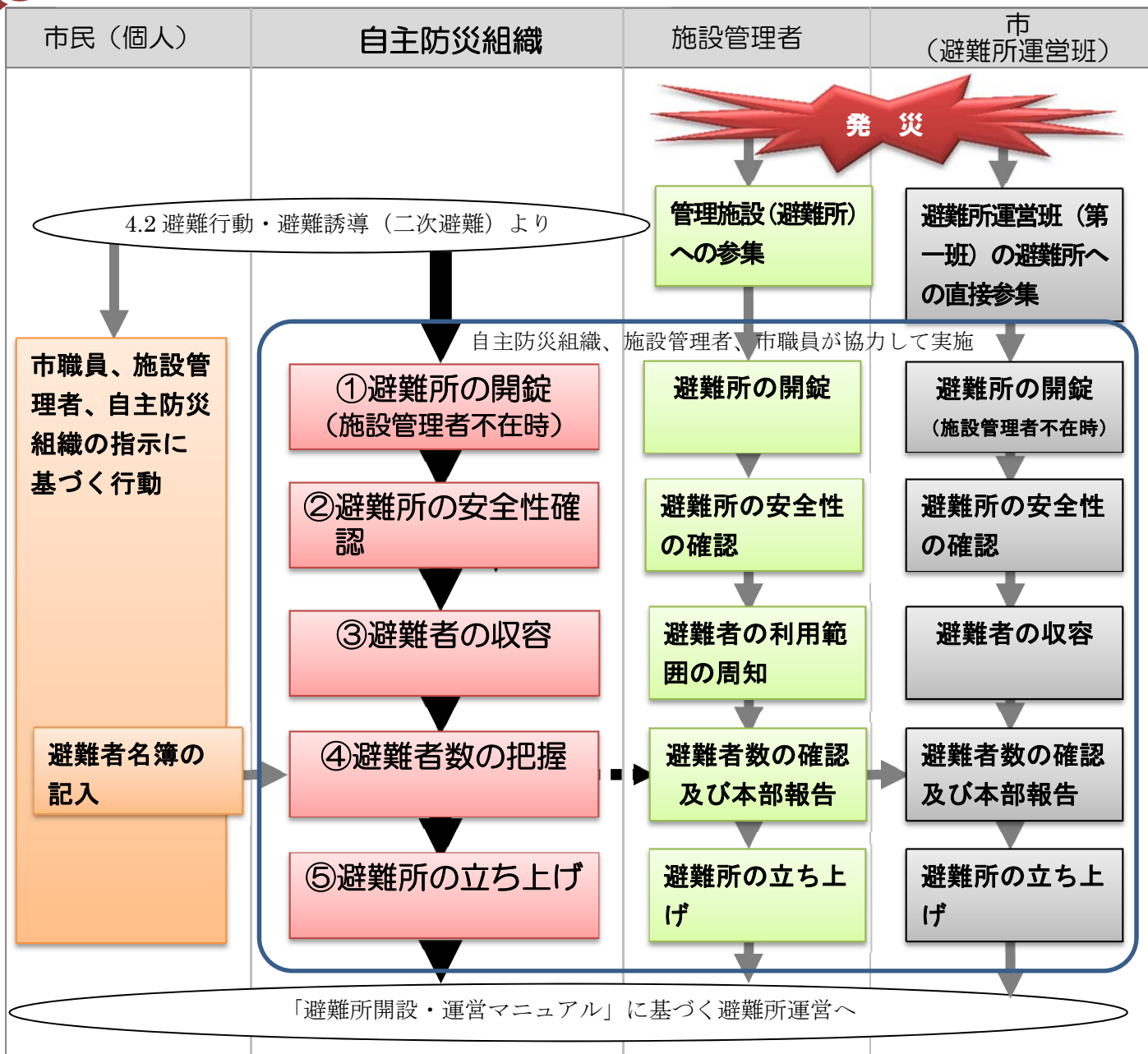
避難所の開設

避難所の安全性確認

避難者の一時収容

避難者数の把握・報告

活動の流れと役割分担





活動内容の解説

※詳細は「避難所開設・運営マニュアル」に基づくものとし、ここでは避難所開設時の概要のみを記載します。

① 避難所の開錠

【施設管理者、市職員がともに不在の場合】

自主防災組織の会長等避難所のカギの貸与を受けている人（もしくはその代理となる避難者の代表者）は、**携行した避難所のカギを用いて、避難所を開錠**します。又は、各避難所に設置している暗証番号式の避難所キーボックスのカギを用いて開錠します。（キーボックスの暗証番号は予め決められた人に共有されています）

② 避難所の安全性確認

誘導した避難者は、避難所の安全性が確認できるまで、一旦、校庭等に集合させ、建物に入る前に、**避難所建物の安全性を外観より確認**します。以下の場合、危険と判断して、施設管理者や市職員の指示に基づき別の場所に避難します。

- 浸水している、浸水の危険性がある
- 建物に大きなひび割れがある
- 建物にゆがみが発生しているのが外観からでも分かる
- 建物の扉、窓が自力で開けられない
- 窓ガラス、天井の部材等が散乱している



③ 避難者の収容

避難所建物の安全が確保できた時点で、避難者を建物内に誘導します。その際は、「避難所開設・運営マニュアル（各地区版）」に掲載の、「避難所運営協議シート」に基づき避難者を収容する場所を、避難者に伝達し、**避難者が休息できる場所を確保**します。

④ 避難者数の把握（避難者名簿の作成）

避難所に受付を設置し、受付で簡易避難者カード（避難所開設・運営マニュアル 様式-1）を配布、記入してもらい避難者数を把握します。避難者数が把握でき次第、**市職員（避難所に参集した避難所運営班員）に伝えます**。避難生活の長期化が見込まれる場合は、避難所にとどまる人に入所用避難者カード（同マニュアル 様式-2）を記入してもらい、初動対応が落ち着いた段階で避難者名簿（同マニュアル 様式-3）を作成します。

⑤ 避難所の立ち上げ

自主防災組織、施設管理者、避難所運営班、避難者で、協力・役割分担して避難所の立ち上げを行います。詳細は、「避難所開設・運営マニュアル」を参照してください。



平常時の準備

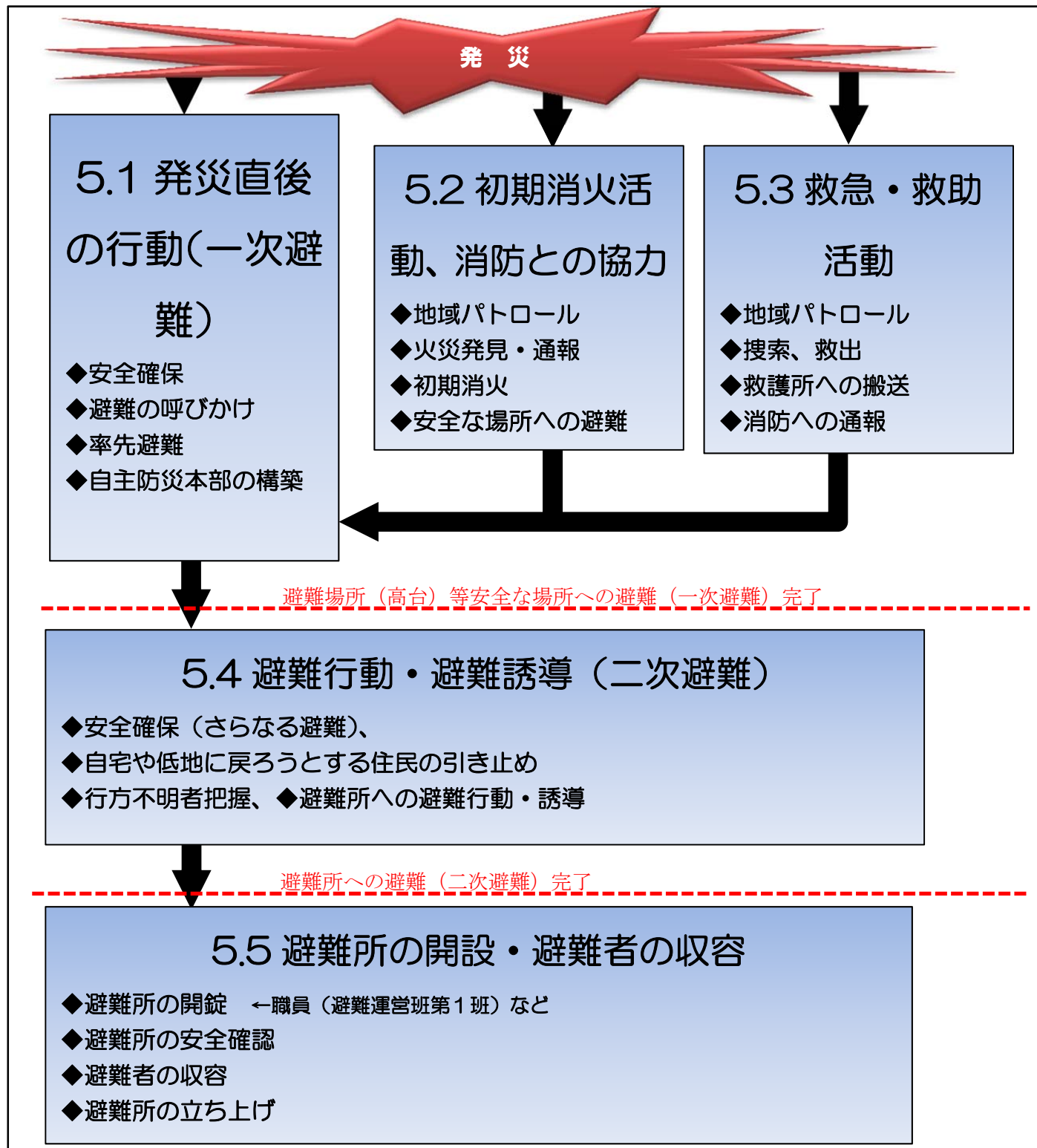
◆地域の「避難所開設・運営マニュアル」を事前に把握しておきましょう。

第5章 発災時の活動(一般編)

この章では、津波を除く災害が発生した場合に、自主防災組織が発災初期にどのような活動をするべきかについて解説します。

発災後の自主防災組織の初期活動の全体フローは次の通りです。フロー中の番号は、以降の節番号と対応していますので、この流れを参考に、安全に配慮しつつ、各活動項目を実施してください。

【発災後の自主防災組織の初期活動の全体フロー】

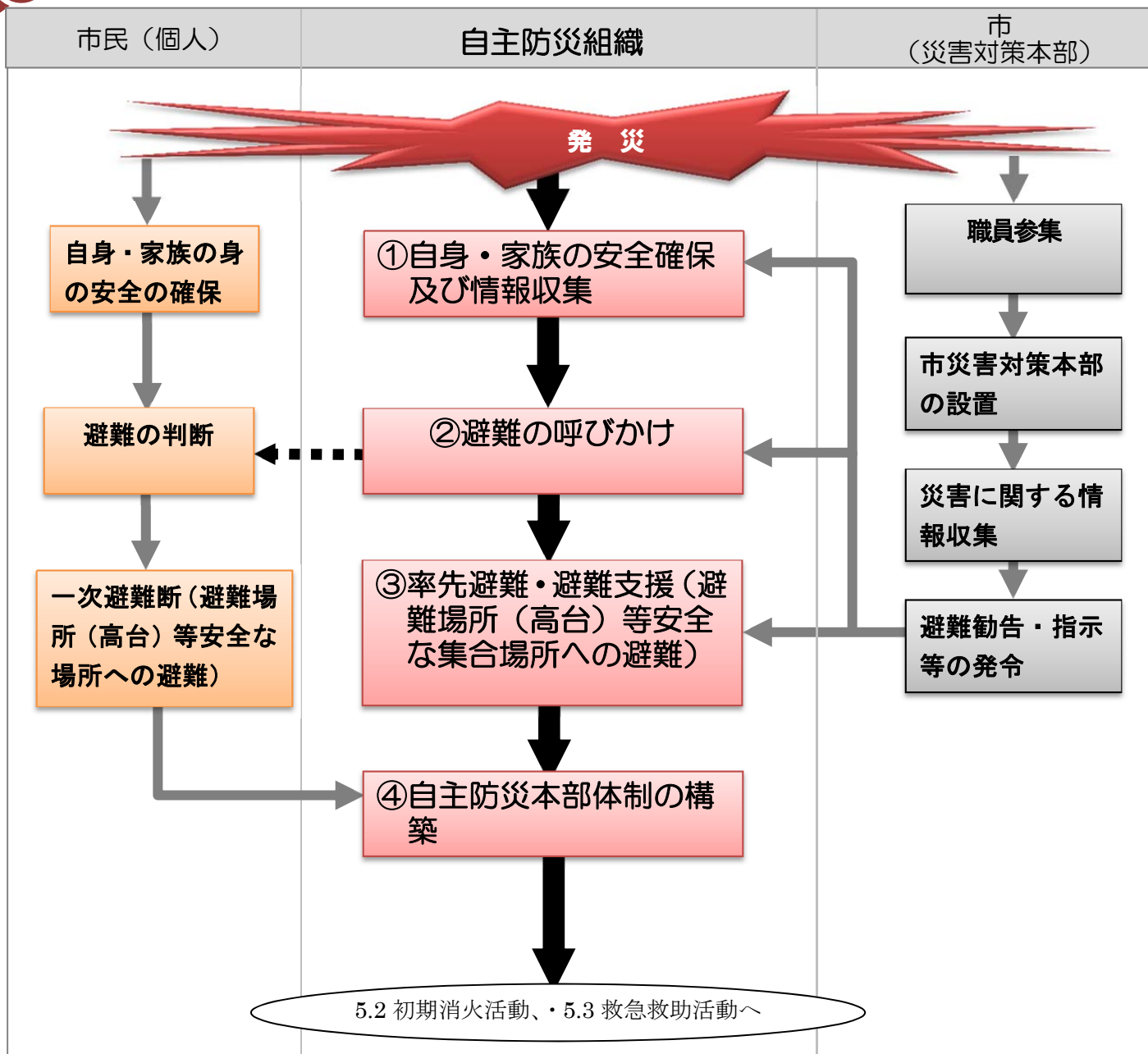


5.1 発災直後の行動（一次避難）

活動チェックリスト

- 自身・家族の身の安全の確保
- 地域住民への避難の呼びかけの実施
- 率先した避難の実施、高台等安全な集合場所への集合
- 自主防災本部の設置

活動の流れと役割分担



活動内容の解説

① 自身・家族の安全確保及び情報収集

まずは、**自分自身と、家族の身の安全を最優先**してください。次に、以下の方法により、宮古市における**災害情報を収集**し、避難の必要性を判断します。

- 防災行政無線（資料：宮古市防災行政無線のサイレンパターン）
- コミュニティFM（愛称：みやこハーバーラジオ 82.6MHz）
- 緊急速報メール
- その他、テレビ、ラジオの放送など



② 避難の呼びかけ

市から**避難勧告・指示等が発表**されたとき(気象庁から警報が発令されたとき)は、住民に避難（避難準備）を呼びかけます。住民の生命に危険が及ぶおそれがあるときは、避難指示の有無にかかわらず、**自主防災組織の判断で積極的に避難を呼びかけ**てください。

③ 率先避難・避難支援（避難場所（高台）等安全な集合場所への避難）

自主防災組織のみなさんは、**自らが率先避難者となり**、組織で予め定めた安全な集合場所に避難することで、周囲の人にも避難行動を促してください。

避難場所（高台等）への避難は、**住民各自で行うことが基本**となります。要配慮者へは、必要に応じて担架や車いす、リヤカーなどを活用して避難を支援しましょう。

（地域の避難場所（高台）：_____）



④ 自主防災本部体制の構築

安全な集合場所に避難ができれば、組織の規約に基づき、速やかに**自主防災本部体制**を取って役割分担を行い、消火活動、救急救助活動等を行います。

（自主防災本部の設置予定場所：_____）

【自主防災本部の組織構成（例）】

- | | |
|---------|----------------------------|
| 会長・副会長 | 地区の応急活動の指揮をとる |
| 情報収集連絡班 | 災害情報の収集し、自主防災本部・関係機関への伝達報告 |
| 消火班 | 初期消火活動 |
| 救出救助班 | 負傷者・自力行動不可能者の救出・救護、資機材配分 |
| 避難誘導班 | 避難誘導、避難経路の安全性確認、避難世帯・人員の確認 |
| 給食給水班 | 炊き出し、給食・給水の配分 |

平常時の準備

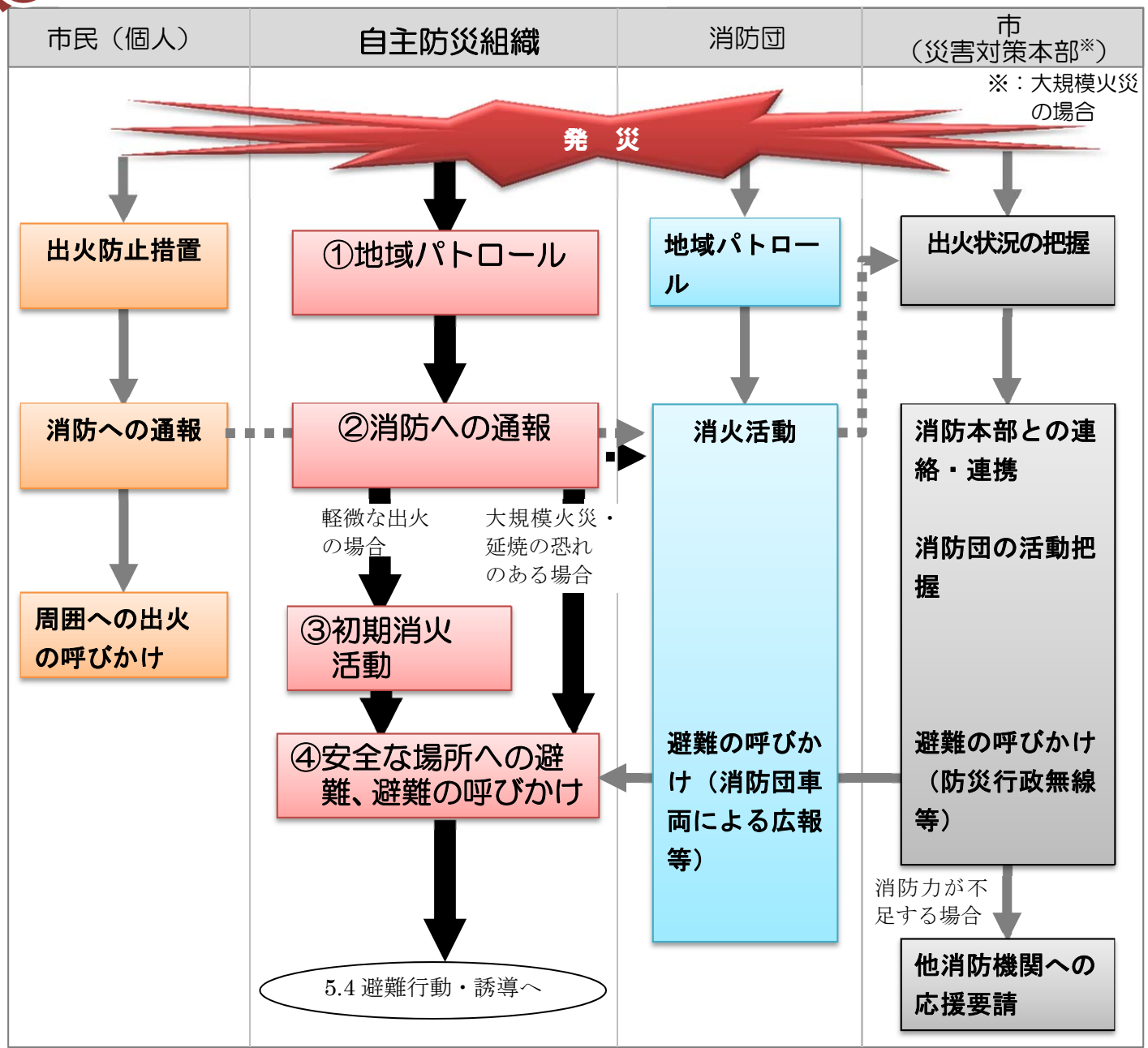
- ◆災害情報の収集手段を日頃から確認、準備しておきましょう。
- ◆避難を呼びかける方法、分担範囲、対象者(要配慮者)を決めておきましょう。
- ◆自主防災本部の設置場所を決めておきましょう。

5.2 初期消火活動、消防との協力

活動チェックリスト

- 地域パトロールによる地域内の火災発生状況の把握
- 火災発見時の消防への通報
- 可能な範囲での初期消火の実施
- 火災の影響を受けない安全な場所への避難と避難の呼びかけの実施

活動の流れと役割分担



活動内容の解説

① 地域パトロール

自主防災組織の区域内の巡回パトロールを行い、避難の呼びかけを行うとともに、火災が発生していないか、救助を必要とする方がいないか搜索します。

② 消防への通報

パトロールにおいて火災を発見した場合、まずは消防署への通報を最優先で行います。

【火災の通報（例）】

119 番受付員	通報者
火事ですか、救急ですか	火事です
場所はどこですか	宮古市〇〇の〇〇番地です
目標になる建物や店舗等を教えてください	〇〇の隣です
何が燃えていますか	〇〇が燃えています
あなたの名前と今かけている電話番号を教えてください	私の名前は〇〇〇〇です 電話番号は〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇です

③ 初期消火活動

ア. 通報後、「火事だ！」と大声で周囲へ呼びかけます。ホイッスルがあれば、併用して周囲へ知らせましょう。

イ. 出火の状況を見極め、消火器やバケツリレー等で消火可能と判断した場合には、初期消火*を試みます。

※初期消火の目安:初期消火が可能なのは、天井に火がまわるまでといわれています。

ウ. 消防団や市のパトロールを見つけた場合には、消火を要請しましょう。

(地区の消防団：第__分団 連絡先：_____)



④ 安全な場所への避難、避難の呼びかけ

初期消火終了後、あるいは、火災や津波の危険性によりその場に留まることが危険と判断したら、速やかに避難しましょう。無理な消火は絶対に行わず、身の安全を優先してください。

平常時の準備

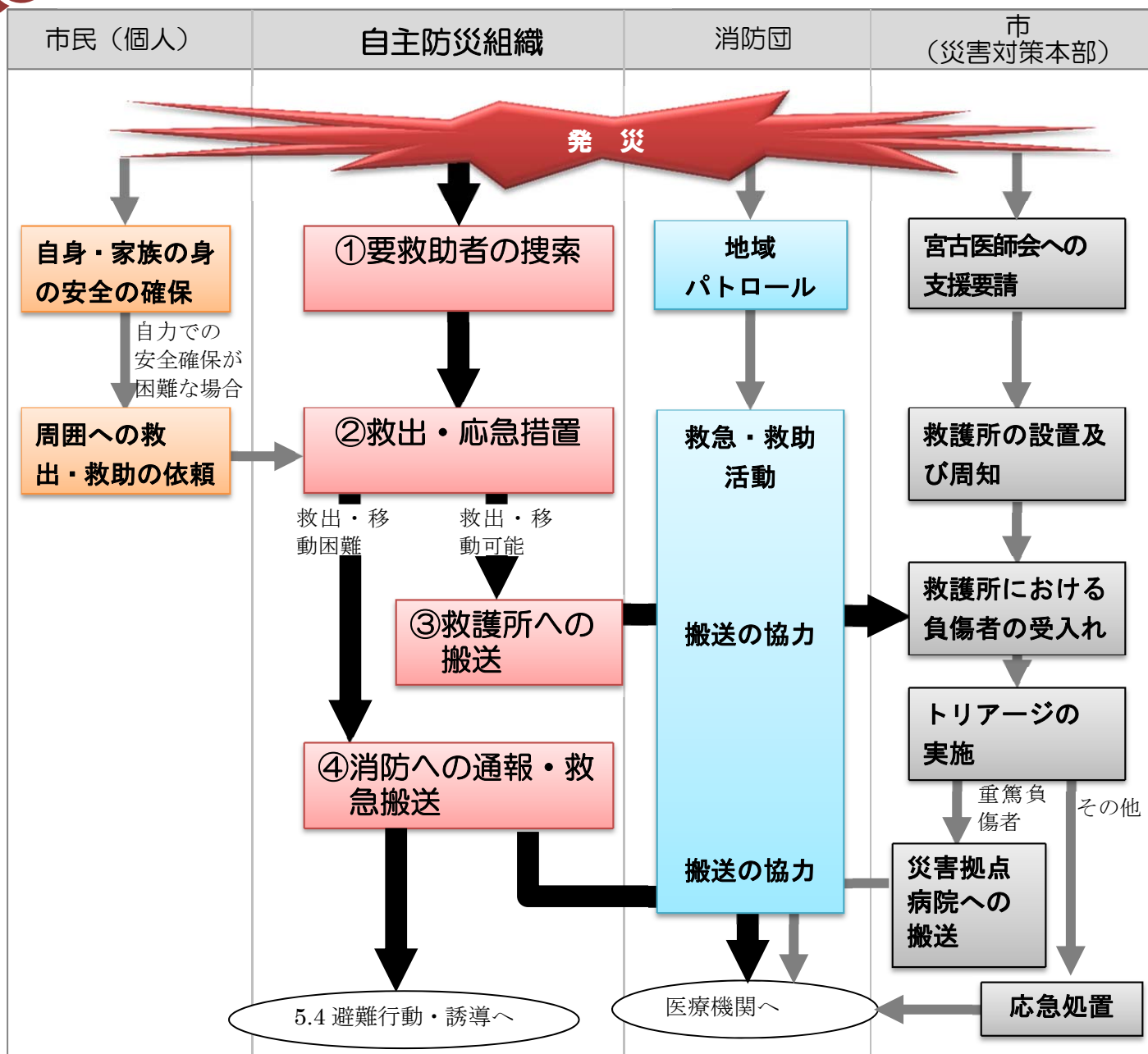
- ◆ 地域の巡回パトロールの手順、経路、分担等を確認しておきましょう。
- ◆ 消火器具を備蓄しましょう。 備蓄場所：_____
- ◆ 訓練などで消火器の使い方、バケツリレーなど初期消火方法を習得しましょう。

5.3 救急・救助活動

活動チェックリスト

- 地域内の救助が必要な人の搜索
- 現場での救出と応急措置
- 負傷者（軽傷者）の救護所への誘導・搬送
- 負傷者（重傷者）の消防機関への通報

活動の流れと役割分担



活動内容の解説

① 要救助者の搜索

自主防災組織の区域内の巡回パトロールを行い、避難の呼びかけを行うとともに、火災が発生していないか、救助を必要とする人（以下、「要救助者」という。）がいないか搜索します。

② 救出・応急措置

要救助者を発見した場合は、安全確保を優先しつつ、地域の防災士等と協力して救出活動を行い、止血、固定、心肺蘇生等必要な応急措置を行います。

要救助者の状況により、次の行動を判断します。

- ◆無傷、軽い怪我で自力の移動可能な場合⇒一般の避難者と同様の行動
- ◆生命の危険性は低いが、早急な措置を要する場合⇒救護所への搬送
- ◆大怪我等、生命の危険性が高い場合⇒みだりに動かさず、消防へ通報



③ 救護所への搬送

市は、医師会等と協力して、医療機関及び避難所等に救護所を設置します。そのため、要救助者が早急な措置を要する場合は、救護所へ搬送します。

救護所の設置場所は、市から防災行政無線・パトロール等により伝達されます。救護所の設置が確認できない場合は、最寄の医療機関または避難所に搬送します。

（地域の救護所設置予定場所： _____）



④ 消防への通報・救急搬送

怪我等により、救出が困難な場合や、生命にかかわり、救急措置が必要な場合は、公衆電話、携帯電話、消防団や行政のパトロールへの口頭伝達、行政機関へ直接出向く等、あらゆる手段をとり、消防へ通報し、救急搬送を依頼します。

平常時の準備

- ◆地域の巡回パトロールの手順、経路、分担等を確認しておきましょう。
- ◆救急用品を備蓄しましょう。 備蓄場所： _____
- ◆訓練などで救命法・ケガに対する応急措置方法を習得しましょう。
- ◆地域内の防災士など資格・技能を持った人を把握しておきましょう。
- ◆最寄りの救護所設置場所を確認しておきましょう。

5.4 避難行動・避難誘導（二次避難）

活動チェックリスト

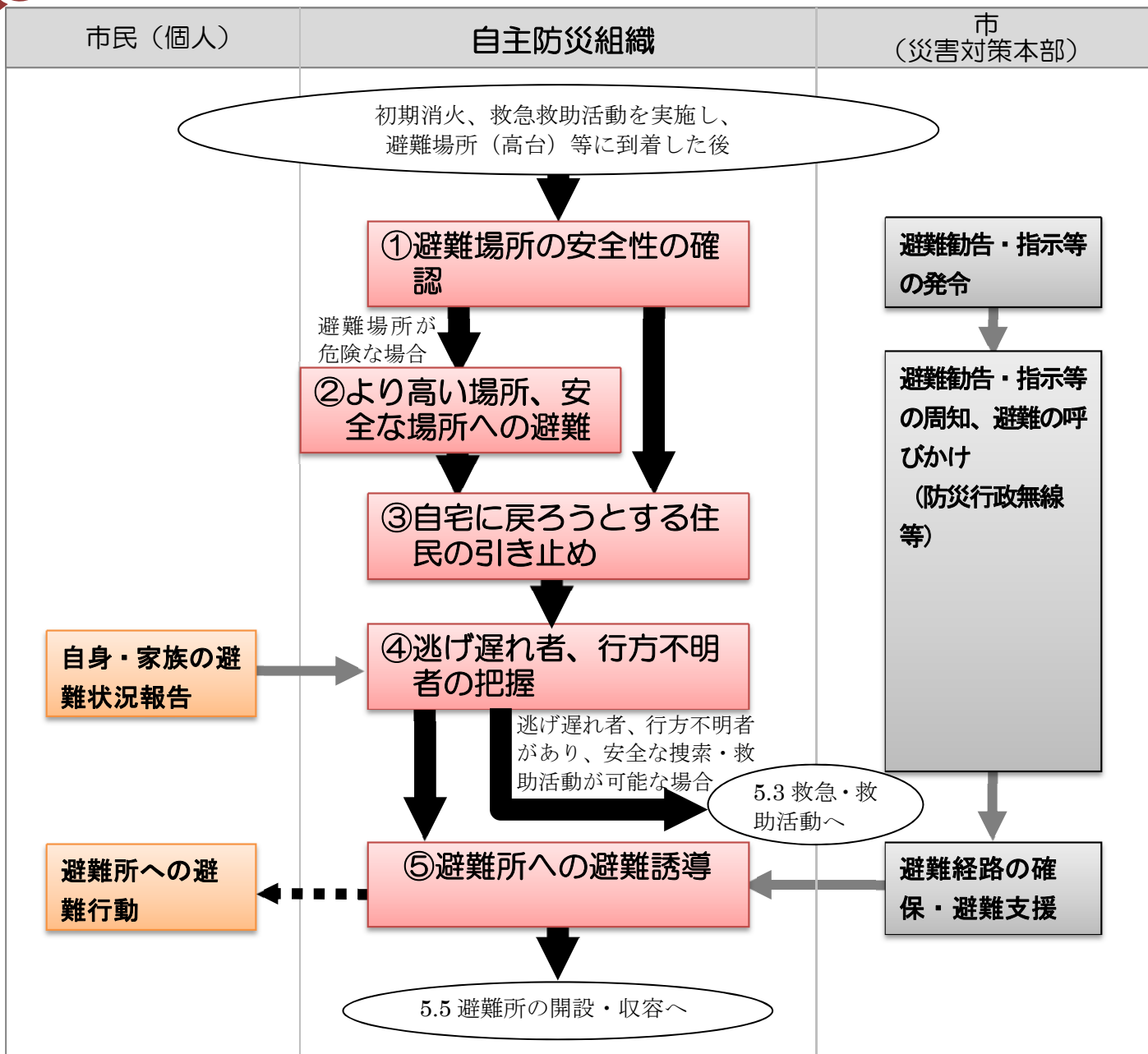
避難場所（高台）等の安全性確認と必要に応じたさらなる避難

避難場所から低地に戻ろうとする住民の引き止め

避難場所での避難者の把握

避難場所から避難所への避難行動、避難誘導

活動の流れと役割分担





活動内容の解説

① 避難場所の安全性の確認

避難場所（高台）が、次の避難所への避難行動を起こすまで、さしあたり危険がないか（火災延焼、周囲の建物の倒壊等）を確認します。

② より高い場所、安全な場所への避難

今いる避難場所が少しでも危険だと感じた場合は、より高い場所、より安全な場所への避難誘導を行ってください。

③ 自宅に戻ろうとする住民の引き止め

避難場所から自分の家に戻ろうとする人がいる場合は引き止めてください。

④ 逃げ遅れ者、行方不明者の把握

避難者からの報告に基づき、逃げ遅れた人、行方が分からない人がいないか確認・把握してください。安全な範囲内で可能であれば、逃げ遅れ者、行方不明者の救急・救助活動を行います。

⑤ 避難所への避難誘導

（避難誘導先の避難所：_____）

- ア. 地域の防災士などと協力して避難場所から避難所までの避難経路が安全か予め確認します。
- イ. 避難場所（高台）等に集合した住民を最寄りの避難所へ誘導します。
- ウ. 要配慮者の避難を優先しつつ、できるだけ集団となって避難させましょう。
- エ. 避難経路は、その時の状況により、火災、建物倒壊等の影響を受けにくい経路を用いましょう。
- オ. 余震に注意し、壁、被害を受けた家屋にはなるべく近づかないでください。
- カ. 避難の手段は原則として徒歩によるものとします。また、自転車、バイク（原動機付自転車、自動二輪車等）による避難も奨励されています。
- キ. 車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがない場合や、特別の事由がある場合に限ります。



平常時の準備

- ◆避難訓練などを通じて、自主防災組織が中心となった避難誘導方法を確認しておきましょう。
- ◆防災まち歩きなどを通じて、避難経路に危険がないか事前に確認しましょう。

5.5 避難所の開設・避難者の収容

活動チェックリスト

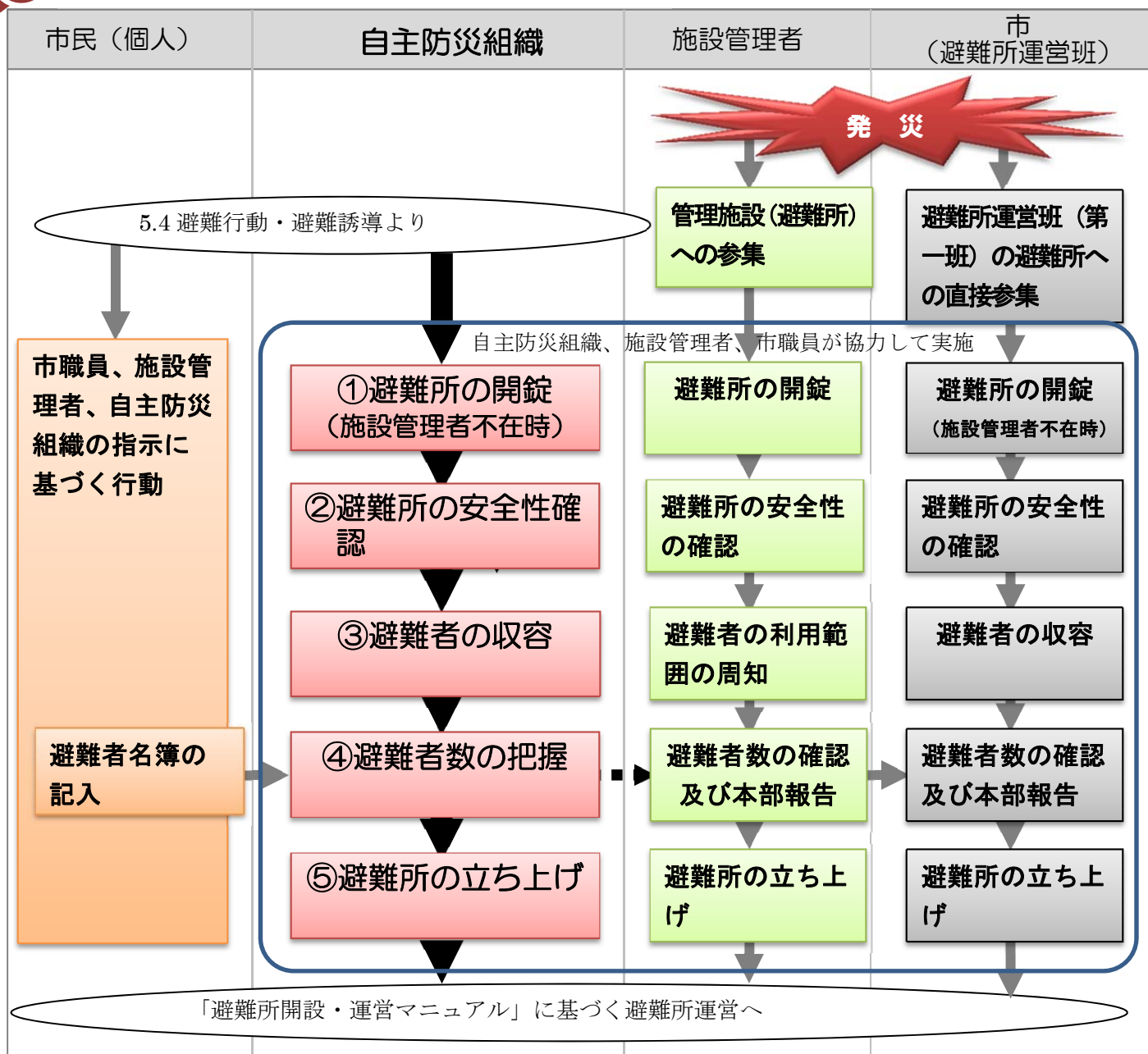
避難所の開設

避難所の安全性確認

避難者の一時収容

避難者数の把握・報告

活動の流れと役割分担





活動内容の解説

※詳細は「避難所開設・運営マニュアル」に基づくものとし、ここでは避難所開設時の概要のみを記載します。

① 避難所の開錠

【施設管理者、市職員がともに不在の場合】

自主防災組織の会長等避難所のカギの貸与を受けている人（もしくはその代理となる避難者の代表者）は、**携行した避難所のカギを用いて、避難所を開錠**します。又は、各避難所に設置している暗証番号式の避難所キーボックスのカギを用いて開錠します。（キーボックスの暗証番号は予め決められた人に共有されています）

② 避難所の安全性確認

誘導した避難者は、避難所の安全性が確認できるまで、一旦、校庭等に集合させ、建物に入る前に、**避難所建物の安全性を外観より確認**します。以下の場合、危険と判断して、施設管理者や市職員の指示に基づき別の場所に避難します。

- 浸水している、浸水の危険性がある
- 建物に大きなひび割れがある
- 建物にゆがみが発生しているのが外観からでも分かる
- 建物の扉、窓が自力で開けられない
- 窓ガラス、天井の部材等が散乱している



③ 避難者の収容

避難所建物の安全が確保できた時点で、避難者を建物内に誘導します。その際は、「避難所開設・運営マニュアル（各地区版）」に掲載の、「避難所運営協議シート」に基づき避難者を収容する場所を避難者に伝達し、**避難者が休息できる場所を確保**します。

④ 避難者数の把握（避難者名簿の作成）

避難所に受付を設置し、受付で簡易避難者カード（避難所開設・運営マニュアル 様式-1）を配布、記入してもらい避難者数を把握します。避難者数が把握でき次第、**市職員（避難所に参集した避難所運営班員）に伝えます**。避難生活の長期化が見込まれる場合は、避難所にとどまる人に入所用避難者カード（同マニュアル 様式-2）を記入してもらい、初動対応が落ち着いた段階で避難者名簿（同マニュアル 様式-3）を作成します。

⑤ 避難所の立ち上げ

自主防災組織、施設管理者、避難所運営班、避難者で、協力・役割分担して避難所の立ち上げを行います。詳細は、「避難所開設・運営マニュアル」を参照してください。



平常時の準備

◆地域の「避難所開設・運営マニュアル」を事前に把握しておきましょう。

Topic:防災士の役割と主な活動

「防災士」とは、社会の様々な場で減災と地域・社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO 法人日本防災士機構が認定した方を指します。宮古市では、震災の教訓に基づく地域の防災人材育成として、「防災士養成研修講座」を開講し、1 町内会 1 防災士を目指して、防災士の育成を行ってきました。

◆防災士の役割

平常時には防災意識の啓発活動、災害に備えた互助・協働活動の訓練、防災及び救助等の技術練磨・伝達などに取り組むことにより、防災の大切さを地域の人に伝えていく役割があります。

災害時には、その被害の規模が大きいほど公的な支援の到着が遅れるという現実があります。自治体、消防、自衛隊等の公的機関による支援が市民に行き届くまでの間、被災現場となる各家庭、地域、職場等において、市民の身体・生命・財産の被害軽減に役に立つ活動を行なうことが主な役割となります。また、避難所開設時は、地域、市等と協働して運営活動にあたります。

◆防災士の主な活動

平常時及び災害時の防災士の主な活動内容と本マニュアルで対応する節は次の通りです。

平常時には・・・		
項目	活動の内容	対応節
自主防災活動への参画	自主防災組織の運営に参画し、防災意識・知識・技能を有する防災士の立場から、様々な自主防災活動を主導的に行います。	3.1
地域の防災意識の啓発	地域の防災に関する協議会や検討会、地域の災害に関する危険箇所実際に歩いて点検する「防災まちあるき」等を企画・実施し、防災意識を啓発します。	3.5
		3.7
防災訓練の企画・運営	地域協働による防災訓練を企画・運営し、災害時の役割や行動を確認します。	3.8
災害時には・・・		
項目	活動の内容	対応節
率先避難、避難の呼びかけ	防災の知識を生かし、災害時（特に津波警報発令時）には、安全な場所へいち早く避難を行うとともに、地域の人々へ避難を呼びかけます。	4.1
		5.1
初期消火活動	災害による火災発生時には、初期消火活動を行うとともに、初期消火活動の限界を判断し、必要に応じて避難を促します。	5.2
救急救命・応急手当	救急救命の知識を生かし、消防・救急の公的な支援が到着するまでの間、心肺蘇生法、AED の活用等による救命活動、負傷者の応急処置等を行います。	5.3
避難誘導	避難場所（高台）等に避難した市民を、自主防災組織や消防団等と協力して安全な避難所まで避難させます。	4.2
		5.4
避難所の運営	避難所運営委員会に参加し、円滑な避難所運営のため、市、地域、ボランティア等を協働して、物資の配布、生活環境の確保、入退所者の管理等、避難上映に関する様々な活動を行います。	4.3
		5.5
地域内の被害情報の収集	各種活動を行う中で発見した地域の被害状況を市に報告します。	-
災害の前兆現象の発見、報告	災害に関する知識に基づき、水害や土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く市へ報告します。	-

資料編 1 自主防災組織名簿（世帯台帳）の例

自主防災組織名簿（世帯台帳）

組織名：

世帯主名	電話番号（固定電話）	
	携帯電話番号	
住所	岩手県 宮古市	
住居形態	持家・借家・アパート・その他（平屋・階建）	
地域特性	1 津波浸水想定地域	2 洪水浸水予想区域
	3 土砂災害危険地域	4 その他（ ）

世帯の構成

No.	氏名	続柄	性別	血液型	生年月日	昼間の居場所 (平日)	緊急時の自主防災 組織への協力		防災上役立つ 技能	備考 (持病、要配 慮の状況等)
							可能○	不可能×		
1							平日	休日	夜間	
2										
3										
4										
5										
6										
7										

※ 自主防災組織活動での使用に限る。資料の取扱いには十分注意する。

※

資料編 2 自主防災組織一覧

(平成 27 年 3 月 1 日現在)

No.	名 称	人数	結成月日
1	高浜自治会自主防災部	289	H9.3.1
2	早稲枋防災会	78	H9.3.1
3	白浜防災会	83	H9.4.1
4	黒田町第二自治会防災部	85	H9.5.1
5	日の出町防災会	320	H9.9.1
6	愛宕地区防災協議会	298	H9.10.30
7	重茂北地区防災会	60	H9.11.1
8	赤前中組防災会	72	H9.12.1
9	大付・日出島防災会	67	H9.12.1
10	赤前堀内防災会	61	H9.12.1
11	一分団地区防災組織	107	H9.12.1
12	赤前上組防災会	89	H9.12.1
13	赤前下組防災会	41	H9.12.1
14	大通・向町防災会	257	H9.12.12
15	花輪地区自主防災会	787	H10.2.1
16	第 20 分団管内防災会	276	H10.3.1
17	重茂南地区防災会	108	H10.3.1
18	音部防災会	107	H10.3.1
19	荷竹防災会	101	H10.3.1
20	宮古 21 防災会	473	H10.3.1
21	近内自治会防災部	634	H10.3.8
22	末広町防災会	80	H10.3.30
23	田代地区自主防災会	137	H10.3.31
24	払川防災会	344	H10.4.1
25	黒森山口地区防災会	426	H10.4.1
26	長沢地区防災会	311	H11.5.1
27	泉町防災会	348	H11.6.1
28	三老木防災会	118	H11.12.1
29	重茂元村防災会	171	H12.8.1
30	第十分団地区防災会連合会	1,124	H13.9.20
31	上村町内会自主防災会	374	H19.4.23
32	八木沢自治会防災会	150	H20.12.1
33	八木沢団地防災会	485	H21.5.15
34	箱石防火委員会	17	H10.10.1
35	川内防火委員会	17	H10.10.1
36	江繋防火委員会	18	H10.10.1
37	和見町東自治会防災部会	65	H23.4.1
38	下町町内会自主防災会	98	H24.5.13
39	和見町上自治会防災部会	120	H25.4.1
40	河南 1 丁目自主防災会	89	H25.4.1
41	緑ヶ丘自主防災会	169	H25.12.1
42	蛸の浜町内会自主防災会	71	H26.2.24
43	古里自治会自主防災会	151	H26.4.1
44	茂市区自主防災会	340	H27.2.24
合計 44 組織		総員 9,616 名 (1 世帯 1 名)	

※現在の人数は、1 世帯 1 人を基本とする。